

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

感染警戒期「特別警戒期間」への引き上げに伴う社会福祉施設等
における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

県内では、6月下旬から高齢者施設を含め様々な場面・年代で急激に感染が広がっており、イベントや帰省等に合わせ、オミクロン株のB.A.5系統による一層の感染拡大も危惧されることから、本日（7月12日）から警戒レベルを引き上げ、感染警戒期「特別警戒期間」としました。

各社会福祉施設・事業所におかれては、職員への感染の可能性が増大していることから、これまで行ってきた感染防止対策を改めて徹底していただくとともに、必要なサービス提供を継続するため下記について特段の御留意をお願いします。

記

1 感染防止の取組み

(1) 正しいマスクの着用・手洗い・手指消毒など、基本的な感染対策の徹底

(2) 3密回避など、感染回避行動の徹底

(3) 出勤前の体温計測など、体調管理の徹底

・体調不良者は速やかに職場へ連絡を入れ出勤しない。

・出勤後に症状が現れた場合は、速やかに人との接触を避ける。

(4) 体調不良者等が出た場合も想定したBCP（業務継続計画）の点検・実施

2 感染が疑われる場合

(1) PCR等自主検査の実施（無料検査所の利用、自主検査費用補助の活用）

(2) 症状があれば医療機関を受診（確定検査の実施）

3 陽性者が確認された場合

(1) 従事者 継続的なサービス維持のための対応（従事者の確保）

(2) 利用者 必要なケアの確保、個室移動・ゾーニングといった感染拡大防止措置

4 面会時の留意事項

(1) 面会者全員の陰性証明を確認するなど感染対策を徹底する。

（愛媛県高齢者施設面会モデルは別添のとおり改める。）

(2) 感染リスクを考慮しながら、利用者・家族のQOLの向上に努める。

【担当課】

（救護施設関係）保健福祉課生活保護係 Tel:089-912-2385

（保育所等関係）子育て支援課保育・幼稚園係 Tel:089-912-2412

（放課後児童クラブ等関係） " 子育て支援企画係 Tel:089-912-2413

（児童養護施設等関係） " 児童・婦人施設係 Tel:089-912-2414

（障がい福祉施設関係）障がい福祉課障がい支援係 Tel:089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）長寿介護課介護事業者係 Tel:089-912-2432

関連リンク

【厚生労働省関係】

- 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860991.pdf>

- 医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858255.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン・感染対策指針作成の手引き・マニュアル等作成研修動画を確認できます。

【愛媛県関係】

- 障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/index.html>

- 自主検査補助関係

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kennsahiyouhozyokinn.html>

- 新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html>

- 愛媛県高齢者施設面会モデル

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/menkai.html>

【愛媛県看護協会関係】

- 相談窓口

<https://www.nursing-ehime.or.jp/news/2021/12/post-114.html>